NO.18
2015.8

DDK News Letter

DDK通信

通信･IT ネットワークの分野では、日々新しい技術が開発され、より効率的で、より安価なサービスが次々と生み出されています。知らないことは、イコール企業利益の損失です。そこで私たち大和電設工業は、情報通信やITソリューションの『知って得する最新情報』を、お世話になっている皆様に定期的にお伝えしていきます。隔月発刊のDDK通信、ぜひお楽しみください。

マイナンバー対策ソリューション

1．マイナンバーとは

マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

マイナンバーとは、住民票を有する全ての人に通知される１２桁の番号のことを指します。
生涯を通じて1人1番号です。（原則変更なし）　例：１２３４　５６７８　９１２３

平成２７年１０月から、国民１人１人にマイナンバー（個人番号）が通知されます。
平成２８年１月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

社会保障	税	災害対策
◆ 年金の資格取得や確認、給付 ◆ 雇用保険の資格取得や確認、給付 ◆ ハローワークの事務 ◆ 医療保険の給付の請求 ◆ 福祉分野の給付、生活保護 など	◆ 税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載 ◆ 税務当局の内部事務 など	◆ 被災者生活再建支援金の支給 ◆ 被災者台帳の作成事務 など

2．個人情報保護法とマイナンバー法の違い

➢　第三者への情報提供
個人情報保護法：本人の同意があれば提供可
マイナンバー法：本人の同意があっても原則禁止

➢　故人の情報
個人情報保護法：保護の対象外
マイナンバー法：保護の対象となる

➢　情報の廃棄
個人情報保護法：規定なし
マイナンバー法：一定期間保存後に削除しその記録が必要

➢　罰則
個人情報保護法：6ケ月以下の懲役または30万円以下の罰金　等
マイナンバー法：4年以下の懲役または200万円以下の罰金または併科 等

3．企業の対応について

①全社員とその家族も含めマイナンバーを預かり管理する事になります。
②人事・給与、会計などの業務システムにマイナンバーの番号データを組み込むことが必要となります。
③またその管理と情報漏えい対策が急務です。

マイナンバーは非常に重要な個人情報です。企業は管理しているマイナンバーの漏えい・滅失等の防止、また、適切な管理のために、下記の様な適切な安全管理措置を講じる義務があります。

※赤枠セキュリティ項目は裏面にて対策製品を紹介しております。